

■「分権推進のための課題解決の方向性について」メモ

北村喜宣

1. 地方分権改革推進委員会（政府委員会）の活動をサポートする意味でも『緊急提言』をだすことは重要である。法制度面の改革としては、義務づけ・枠付けの撤廃・緩和が議論されているが、全国知事会における作業は別にして、岩手県としては、絵花的ではなく、メリハリをつけた提案をすべきである。とりわけ改革が求められる法定自治事務について、どの法律のどの部分がよくないのかを具体的に指摘することが重要である。政府委員会は、現実的には、自治体の要望が多い分野に力を注ぐであろう。前回の分権改革の際には、関係委任事務を全廃するとしたが、今回は、そうした状況にない。手をつけないものと手をつけるものが出てくるのではないか。

2. 将来的には、国の立法的関与は少なくなるべきであるが、中央省庁がそうした方向に自発的に動くことは、期待しにくい。政府委員会でされているのは、立法論であるが、所期の目的通りにうまくいくかは、予断をゆるさない。前回も申し上げたが、岩手県としては、政府委員会の動きとは別に、解釈論を構築し、現行法令についての審査基準をつくったり、条例を制定する作業を進める必要がある。循環型条例など、こうした方向での動きは、部分的には現実化している。この条例の分権改革の観点からの意義は、全庁的には認識されていないのではないか。これからは、県庁全体として、そうした方針を文章化し、関係各課の取り組みを促すべきである。また、これは、市町村にとっても重要なことから、その成果を市町村にも使ってもらえばよい。

3. 行政事件訴訟法改正後、これまでは争われなかった事件が訴訟になっている。また、行政の判断により踏み込んで違法と認定して取り消す判決も増えている。こうした法環境の変化を全庁的に受け止める必要がある。現在、県庁では、おそらく総務部総務室が判例集などを購読しているのではないかと思われるが、そこが判例を分析して、関係課に伝え、「こういう行政敗訴判決があったがわが県は大丈夫か」というチェックをさせるべきである。この作業はかなりのものであるから、職員の増員などをして対応すべきである。関係課は、見直し結果を総務室に伝えるようにすること。こうしたチェックをすることによって、違法行為を未然に防止することができる。